

○自転車運転者講習に関する事務処理要領の制定について（例規通達）

平成27年5月28日

／佐本交企発第108号／佐本交指発第99号／

改正 令和4年5月11日佐本交企発第85号

令和5年6月23日佐本務発第727号

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）の施行により実施される自転車運転者講習に係る制度については、自転車運転者講習に関する規程（平成27年佐賀県公安委員会規程第1号）により同制度の運用に関する基本的事項が定められたが、この度、同制度の事務処理要領を別添のとおり定め、平成27年6月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

自転車運転者講習に関する事務処理要領

第1 総則

1 目的

この要領は、自転車運転者講習事務について標準的な事務処理要領を定め、その事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) 「受講命令」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の3の5第2項の規定による命令をいう。
- (2) 「講習」とは、法第108条の2第1項第16号に規定する講習をいう。
- (3) 「危険行為」とは、法第108条の3の5第2項に規定する自転車危険行為をいう。
- (4) 「自転車違反報告書」とは、自転車運転者による違反行為に係る交通切符その他の報告書類をいう。
- (5) 「調査書類」とは、自転車違反報告書、自転車危険行為登録票その他受講命令手続きに関する書類をいう。
- (6) 「命令執行依頼」とは、自転車運転者講習に関する規程（平成27年佐賀県公安委員会規程第1号。以下「規程」という。）第5条第1項に規定する依頼で、命令時における被命令者の住所地が命令公安委員会の管轄区域内にない場合において、命令公安委員会が、その者に対する受講命令書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第22の11の4の命令書をいう。以下同じ。）の交付を住所地公安委員

会に依頼して行うことをいう。

- (7) 「警察署等」とは、警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊をいう。
- (8) 「警察署長等」とは、警察署等の長をいう。
- (9) 「取締り警察官」とは、交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。

3 受講命令に当たっての都道府県警察間の協力

受講命令に当たり、受講命令の理由となる危険行為が他の都道府県警察の管轄区域でされたものである場合の当該危険行為の事実の証明に必要な調査書類の送付等は、関係書類送付依頼書（別記様式1）及び関係書類送付票（別記様式2）を用いて行うこととする。

4 受講命令の迅速性、的確性の確保

- (1) 受講命令は、自転車運転者講習管理プログラムに登録された危険行為登録等に基づいてされるものであるから、これらの登録は迅速、的確に行うものとする。
- (2) 講習は、交通に危険を及ぼすおそれのある者の危険性を迅速、的確に改善することによって交通の安全を図ることを目的とするものであるから、受講命令を必要と認める事由が生じたときは、その事由の発覚の時において明らかな事実に基づいて速やかに命令をし、もって将来における道路交通上の危険を防止するものとする。

第2 自転車危険行為登録票の送付

1 自転車運転者の違反行為の報告

- (1) 取締り警察官は、自転車運転者の違反行為を検挙したときは、速やかに自転車違反報告書を作成して警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査になお相当の時間を要するものであるときは、まずは違反行為の事実について即報するものとする。
- (2) 取締り警察官は、受講命令が取締り警察官の作成した自転車違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反行為の事実認定を適正に行い、かつ、自転車違反報告書の記載を正確に行うものとする。

2 警察署長等の措置

(1) 自転車危険行為登録票の作成

- ア 警察署長等は、自転車違反報告書に係る事案のうち、
 - 送致不相当と認めた事案
 - 明らかに危険行為が認められないもの（交通切符に係る事案については、罪名

が危険行為ではないもの)

以外の事案について、自転車危険行為登録票（別記様式3）（以下「危険行為登録票」という。）を作成するものとする。

イ 警察署長等は、交通関係の事務の処理に従事する警察職員の中から、自転車危険行為登録票作成責任者（以下「危険行為登録票作成責任者」という。）を指定し、前記1(1)の自転車違反報告書の受理及び危険行為登録票の作成をその者において一元的に行わせるようにするものとする。

ウ 危険行為登録票作成責任者は、自転車違反報告書の受理状況等を自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧（別記様式4）（以下「危険行為登録票作成・審査状況一覧」という。）に記載するものとする。

(2) 危険行為登録票の点検

ア 警察署長等は、交通担当幹部の中から、危険行為登録票に関する審査責任者を指定するものとする。

イ 審査責任者は、危険行為登録票の記載に必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検し、所要の整備をするものとする。

(3) 危険行為登録票の送付

ア 危険行為登録票は、交通部交通指導課を経由し、交通部交通企画課に送付するものとする。

イ 危険行為登録票の送付に当たっては、当該事案の事実の証明に必要な調査書類を添付するものとする。この場合において、危険行為登録票の送付期限までに関係書類を作成することができないときは、追送するものとする。

(4) 危険行為登録票の送付期限

危険行為登録票の送付期限は、原則として次のとおりとする。

ア 交通切符に係る違反は、危険行為を検挙したときから2週間以内

イ 人身事故等に係る違反は、ひき逃げ等で危険行為を行った者が判明しない場合、被疑者の否認及び目撃者の不在により交通事故の事実認定に時間を要している場合等の特殊なものを除き、危険行為を認知したときから30日以内

(5) 危険行為登録票の決裁等

ア 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、危険行為登録票作成・審査状況一覧に審査結果を記載するものとする。

イ 警察署長等は、前記アの危険行為登録票作成・審査状況一覧の記載及び事件の送

致記録によって、危険行為登録票の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導・監督し、違反行為の報告のあった事案について不適正な処理が行われることがないように配意するものとする。

ウ 警察署長等は、危険行為登録票を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不適当とする事情が生じたときは、速やかにその旨を交通部交通指導課長を経由し、交通部交通企画課長に連絡するものとする。

第3 自転車危険行為登録

1 自転車危険行為登録審査官の指定

交通部交通企画課には、警部補以上の階級にある警察官をもって充てる自転車危険行為登録審査官（以下「危険行為登録審査官」という。）を置くものとする。

2 登録審査

(1) 危険行為登録審査官は、警察署長等から送付された危険行為登録票に係る違反行為が自転車危険行為登録（以下「危険行為登録」という。）の対象になるか否かを審査し、当該危険行為の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。

(2) 登録審査の結果、危険行為登録票に誤りがなく、事実の証明が十分であると認めることは、危険行為登録を行って警察庁に当該データを送信するものとする。ただし、違反事実の不存在又は事実誤認があると認める事案並びに交通事故に関して危険行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的な事例においてその者に結果予見及び結果回避を期待することができない又は結果予見及び結果回避が困難であったと認められる事案（以下「事実不存在等事案」という。）については、危険行為登録を行わないものとする。

(3) 危険行為登録審査官は、前記(1)の登録審査事務の取扱い状況を自転車危険行為登録報告（別記様式5）によって交通部交通企画課長に報告するものとする。

(4) 前記(2)の事実不存在等事案及び後記3の登録削除に関する事務の決裁は、危険行為登録審査官において、当該登録削除を必要と認めた理由を危険行為登録票に付記した上で、個々の事案について交通部交通企画課長の決裁を受けるものとする。

3 登録削除

危険行為登録審査官は、危険行為登録をしたもの、事後に事実不存在等事案であることが判明したときは、当該事案を危険行為登録から削除するものとする。

4 危険行為登録の迅速処理

登録審査は、危険行為登録票を受理後直ちに行い、審査のために危険行為登録に遅延を来さないようにするものとする。この場合において、調査書類の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認める事案があるときは、明らかに事実不存在等事案である場合を除き、危険行為登録を行い、当該事案について受講命令がされるまでの間において所要の措置を講ずるものとする。

5 危険行為登録結果の確認

危険行為登録審査官は、警察庁から送付された危険行為登録に関するデータを確認し、自所属の登録に誤りがないかを確認するものとする。

第4 受講命令書の交付

1 受講命令書の交付の主体

受講命令書の交付は、交通部交通企画課が行うほか、警察署等に行わせることができるものとする。

2 受講命令書交付の際の留意事項

- (1) 受講命令書を交付する際には、受講命令書の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するものとする。
- (2) 受講命令書の交付はあらかじめ口頭で命令の理由を告げてから行うものとする。
- (3) 前記(2)の口頭による告知の際に、告知を受けた者から命令の理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置するものとする。

ア 申立てが過去の危険行為について、その不存在を理由とするものである場合
架空の事実について危険行為登録がなされていることはあり得ない旨を説明し、
申立ての内容に真実性がある場合には、人的同一性の有無を再調査した後に受講命令書を交付するものとする。

イ 申立てが過去の危険行為の発生年月日又は違反名の誤りに関するものである場合

当該告知を受けた者において危険行為の年月日、違反名等について具体的な内容の陳述があり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、受講命令書の交付を見合させ、当該危険行為に係る調査書類によって事実を再確認した後、受講命令書を交付するものとする。

ウ 申立てが過去の危険行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とするものである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、危険行為登録の内容に事実誤認のおそれ

が認められる場合に限り、一時、受講命令書の交付を見合せ、改めて事案内容を審査するものとする。

- (4) 被命令者に対し受講命令書を交付するときは、当該受講命令書の交付をした者において、受講命令書に受講の期間の始期及び終期並びに受講命令書の交付年月日を記載して行うものとする。
- (5) 受講命令書を交付する際には、被命令者との受講日の日程調整をその場で行い、受講命令書に具体的な受講日をメモするなどして、被命令者に講習受講の必要性を確実に認識させるものとする。また、被命令者が、佐賀県公安委員会以外の公安委員会が実施する講習の受講を特に希望する場合は、被命令者自らの責任において当該公安委員会に連絡するよう教示するものとする。

3 被命令者が受講命令に従わなかった場合の対応

- (1) 被命令者が定められた期間内に講習を受講しなかった場合は、被命令者に連絡(本県において受講命令を行った場合に限る。)し、期間内に講習を受講していない旨を伝えるとともに、受講できなかつた理由の有無を確認するものとする。この場合において、受講できなかつた理由が真にやむを得ない事情であると認められる場合は、連絡した日より当該事情の存した期間と同程度の期間を設定し、当該期間内に受講するよう促すものとする。
- (2) 定められた期間(上記(1)により新たに設定した期間を含む。)内に受講できなかつた理由が真にやむを得ない事情であると認められない場合であっても、講習の受講により危険性を改善するという制度趣旨を踏まえ、講習を受講するよう更に促すものとする。
- (3) 上記(2)により受講を促しても、なお受講しない場合は、受講命令違反として検挙するものとする。

第5 受講命令登録等

1 受講命令登録

- (1) 受講命令登録は、命令執行依頼をした場合を除き、受講命令書を交付した日に行うものとする。命令執行依頼をした場合は、命令執行通知書を受けた日に行うものとする。
- (2) 受講命令登録は、被命令者に対し、受講命令を決定した場合において行うものとする。

2 講習受講の督促

受講命令を決定した場合又は命令執行依頼を受けた場合は、講習の受講を督促するものとする。

3 講習受講の督促に係る証拠化

受講命令違反として検挙することがあり得ることを想定し、講習受講の督促を行った際は、報告書を作成するなどして講習受講の督促を行ったにもかかわらず、講習を受講しないことの証拠化を図るものとする。また、受講期間を超過した後に受講を促した場合も同様の措置をとるものとする。

第6 講習の実施等

1 事前準備

(1) 講習計画の作成

講習を実施するに当たっては、次の事項に留意し、あらかじめ講習計画を作成するものとする。

ア 講習内容については、規程第7条第2項に定める自転車運転者講習カリキュラムを基本としつつ、別表により実施すること。また、受講者に応じ、学ぶべき知識の順序、難易等を勘案し、受講者が理解しやすい順序とするよう考慮すること。

イ 講習項目ごとに所要時間、講師の氏名、補助者の員数、使用する教材、実施場所等を記載すること。

(2) 講習環境の整備

効果的な講習を実施するため、講習場所の整理整頓に努めるとともに、事前に、使用する視聴覚教材に対応した視聴覚機器が整備されていることを確認するものとする。

(3) 講師に対する教養等

講師に対する教養等を隨時実施して、知識、教育能力等の向上に努めるものとする。

(4) 講習用教材の準備

ア 教本

自転車の交通ルールや具体的な交通事故事例のほか、交通事故被害者等の手記等の内容を盛り込んだ教本を使用すること。

イ 視聴覚教材

違反行為による危険性や他者への影響等を受講者に認識させるため、スタントマンによる自転車事故再現映像やドライブレコーダーの映像等を記録した視聴覚教材を使用すること。

ウ 受講者の学習用教材

受講者自らに交通ルールの理解度を確認させるとともに、具体的な交通事故事例に基づいて、違反行為の危険性を認識させる内容であり、受講者同士の討議や講師との対話に資する教材を使用すること。

エ 講師用教材

教育内容、指導のねらいや留意点等を盛り込んだ講師用教材を準備すること。

2 講習の実施

(1) 講習の進め方

講習は、受講者の運転行動や特性に応じ個々具体的な指摘を行い、自らの運転行動に関する「気付き」を促すことに重点を置き、次の事項に配意して進めるものとする。

ア 受講者に講習を受講する意味と学ぶべき事項を認識させること。

イ 小テスト（理解度チェック）の結果を活用して、受講者の法令遵守状況を認識させること。

ウ 体験談や賠償のリスクの説明を通じ、自転車事故の重大性を認識させること。

エ 視聴覚教材を活用し交通事故の疑似体験をさせること等により、事故の危険性を認識させること。

オ 基本的なルール遵守の必要性に加え、受講者の特性に応じ、二度と事故等を起さないための留意事項を認識させること。

カ 自身の危険な運転の要因、その影響等について、学習シートによるワーキングや討議等を通じて認識させること。

キ 講習の最後に実施する交通ルール等の理解度に関する小テストにより、講習の成果を認識させること。

ク 受講の意義を受講者自らに総括させて発表させること。

(2) 編成

1回の講習は、講師1人に対し、原則として、受講者3人以内の編成とし、参加型手法を取り入れたきめ細かな講習となるように配意するものとする。また、必要に応じ補助者を配置して、資料の配付、視聴覚機器の設置及び操作、受講者の対応等の補助をさせることとし、やむを得ず受講者の人数が多い場合等には補助者を増員配置するなど、円滑で効果的な講習の実施に努めるものとする。

3 各種事故の防止

講習中における受傷事故やトラブル等の防止に特段の配意をするものとする。

4 受講機会の確保

講習の実施場所については、本部庁舎のみではなく、運転免許センターや警察署等県内の警察施設を活用するものとする。また、講習の日時については、週に1、2日程度の時間を提示して被命令者に選択させるとともに、学生等平日に受講することが困難である場合は、平日以外の日時を提示して受講を促すものとする。

5 受講済み登録

被命令者に対して講習を行った場合は、原則として講習を実施した日に受講済み登録を行うものとする。

第7 調査書類等の保存

調査書類等の保存は、係争中でない限り、次の要領で行うものとする。

- (1) 危険行為に関する文書 危険行為をした日から4年
- (2) 受講命令を執行した事案に関する文書 受講命令書に記載された受講すべき期間が経過した日から4年
- (3) 受講命令を決定したが、受講命令書未交付の事案に関する文書 受講命令を決定した日から3年

別表

自転車運転者講習カリキュラム			
時間	項目	内容	教材等
0:00～ (5分間)	オリエンテーション	事前説明 ○講習についての説明 ・本講習の流れについて説明する。 ・講習を通じ学ぶべき事項について説明する。	・テキスト
0:05～ (20分間)	テスト	講習① 交通ルール等に係る理解度チェック ○交通ルール認知に関する小テスト ・講習開始時における交通ルール等の理解度を小テスト形式でチェックする。	・小テスト
0:25～ (15分間)	体験談紹介 (被害者及び被害者遺族)	講習② 被害者及び被害者遺族等の声 ○危険行為が引き起こした交通事故の悲惨さの説明 ・自転車事故の被害者及び被害者遺族等の声から、受講者に自転車事故の悲惨さを認識させる。 (例) ・事故により後遺症を負った被害者自身の体験談	・テキスト

	等)	・自転車事故の被害者遺族等の手記	
0：40～ 1：00 (20分 間)	事例紹介 疑似体験	<p>講習③ 受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験</p> <p>○受講者が犯しやすい違反行為が要因の交通事故事例紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該受講者の犯した違反行為、小テストの結果に合わせて、類似の違反行為や交通事故事例を選定して紹介する。 ・当該受講者が起こす可能性が高い事故について説明する。 <p>○交通事故の危険性の疑似体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚教材により、違反行為の危険性を疑似体験させる。 (例) ・スケアード・ストレイト教育 ・他の通行者の視点からの見え方 	<p>・テキス ト</p> <p>・視聴覚 教材</p> <p>・事故事 例シート</p>
休憩		5～10分程度の休憩	
1：00～ 1：15 (15分 間)	体験談紹 介	<p>講習④ 事故時の自転車運転者の責任</p> <p>○自転車事故に伴う社会的責任と人生設計上の影響の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事故事例から、自転車事故を起こすことに伴う影響を認識させる。 (例) ・法令違反により罰則（懲役、罰金等）が科された事例 <ul style="list-style-type: none"> ・多額の損害賠償責任が生じた事例 ・自転車運転者自身が、後遺症等により人生設計上の制約を受けた事例 	<p>・テキス ト</p>
1：15～ 1：35 (20分 間)	自転車ル ール遵守 の徹底	<p>講習⑤ 自転車の運転ルール等</p> <p>○交通ルール遵守の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の通行方法に係る交通ルール等についてその根拠とともに確認する。 ・事故を起こさないため、特に留意すべき点について説明する（車道通行の原則、歩道走行時の徐行義務等）。 ・地域ごと（繁華街、生活道路等）の通行環境及び通行環境が一因となる交通事故について説明する。 	<p>・テキス ト</p>
1：35～ 2：15	個人ワー ク討議等	<p>講習⑥ 危険行為に関する学習</p> <p>○受講者が引き起こしやすい事故場面についての危険予測</p>	<p>・テキス ト</p>

(40分間)		<p>学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小テストの結果に基づき、受講者が引き起こしやすい事故の場面についての学習シートにより、自分は今までどのような行動をとっていたか、どのような危険要因があったのか、安全に運転するためにはどのような行動をとるべきかを、受講者に記述させる。 <p>○学習シートに基づく討議・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習シートの記述内容を各受講者に発表させ、自らが犯した危険行為の危険性を認識させるとともに、危険行為に対する考え方、正しい行動の取り方を認識させる。 ・発表に対して、受講者間又は講師との間で討議をして、自らの運転について反省させ、正しい行動の取り方を理解させる。 <p>(例) ・危険行為が他の通行者に対し、どのような危険を及ぼしていたか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険行為からどのような結果が生じ得るか ・危険行為を犯した原因 ・社会で自転車ルールを守っていくために必要な啓発の在り方 	<ul style="list-style-type: none"> ・討議 ・学習シート
時間が余った場合		→危険予測学習の事例を増やして対応	
休憩		5~10分程度の休憩	
2:15~ (10分間)	再検査	<p><u>講習⑦ 交通ルール等に係る理解度の再チェック</u></p> <p>○交通ルールの理解度に関する再チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習受講後の交通ルール等の理解度を小テスト形式により再チェックする。 ・理解不十分な点がある場合は、講師から再度説明を行い、交通ルール等の習熟を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小テスト
2:25~ (35分間)	総括	<p><u>講習⑧ 講習の総括</u></p> <p>○講習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本講習により気付いた事項、安全運転への心構え等について、感想文を作成させ、発表させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感想文

		・講師が、発表内容について講評する。	
--	--	--------------------	--

別記様式1

年 月 日

受講命令担当課長 殿

佐賀県警察本部交通部交通企画課長

関 係 書 類 送 付 依 頼 書

下記の者に対する自転車運転者講習の受講命令のため、下記の危険行為に関する調査書類が必要であることから送付願いたい。

記

住 所	
フ リ ガ ナ 氏 名	(年 月 日生)
危 険 行 為	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
備 考	

別記様式2

年 月 日	
受講命令担当課長 殿	
佐賀県警察本部交通部交通企画課長	
関 係 書 類 送 付 票	
依頼のあった下記の者の危険行為に関する調査書類について送付する。	
記	
住 所	
フ リ ガ ナ 氏 名	(年 月 日生)
危 険 行 為	違反名 : (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
備 考	

別記様式3

自 転 車 危 險 行 為 登 錄 票

危険行為 をした者	生年月日	
	氏名	
	免許証番号	
危険行為	事件番号	
	発生日時	
	違反名	
特記事項		

自転車危険行為 登録審査官 記入欄	登録の有無	有・無	登録年月日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 事実不存在等事案の内容			
	<input type="checkbox"/> 登録削除の理由			
自転車危険行為登録の削除年月日		年 月 日		

別記様式4

自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧

番号	違反者氏名	違反年月日	報告書受理日	票作成の有無	担当者	審査結果
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印

注 審査の結果、取扱いが適正である場合は、自転車危険行為登録票審査責任者は審査結果欄に押印する以外、何も記載しない。

別記様式5

年 月 日

交通部交通企画課長 殿

自転車危険行為登録審査官

印

自 転 車 危 險 行 為 登 錄 報 告

自転車危険行為登録について下記のとおり報告する。

期 間	年 月 日	年 月 日
自転車危険行為 登録件数	事実不存在等事案件数	再調査下命
(備考)		

別記様式 1

別記様式 2

別記様式 3

別記様式 4

別記様式 5